

福祉医療費助成制度のお知らせ

福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

福祉医療費助成制度は、対象者の医療に要する経費のうち医療保険の自己負担額を公費で助成する制度です。

なお、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成（県制度）の一部負担金（入院2000円、通院1000円）およびちびっ子・中学生医療費助成（町制度）の自己負担額は、米軍再編交付金を活用して、県内医療機関での窓口負担をなくしています。

乳幼児医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

- (1) 年齢要件
0歳～小学校就学前まで
- (2) 所得要件
税額控除（配当控除、外国税額控除、調整控除）前の市町村民税所得割額13万6700円以下の世帯（父母の合算額）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

ちびっ子医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- (1) 年齢要件
0歳～小学校6年生まで（未就学児は、県制度非該当者のみ）
- (2) 所得要件
なし

ひとり親家庭医療費助成制度（県制度）

■対象となる人

- (1) 世帯要件
・18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を養育するひとり親家庭の母または父および当該児童
・父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童
- (2) 所得要件
市町村民税所得割非課税世帯（同居の父母等の課税額も対象で、世帯が別でも実態が同居の場合は、同一世帯と見なし）

※年少扶養控除廃止前の旧税額を計算して所得要件を判定します。

額を計算して所得要件を判定します。

中学生医療費助成制度（町制度）

■対象となる人

- (1) 年齢要件
中学校1年生～3年生まで
- (2) 所得要件
なし

【共通事項】

■受給者証有効期間

8月1日～令和5年7月31日まで

対象になると思われる方は、福祉課または最寄りの総合支所・出張所で申請の手続きをしてください。

なお、すでに受給している方には更新書類を送っていますので、手続きのお済みでない方は7月中に手続きをしてください。

■手続きに必要なもの

印鑑、受給対象者の健康保険証、父母の令和4年度住民税等の申告が必要です。

※収入が0の方も申告をお願いします。

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十一回特別弔慰金が支給されます

福祉課 民生福祉班 ☎0820(77)5505

特別弔慰金は先の大戦で公務等のため国に殉じた元の軍人、軍属および準軍属の方々に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。

■支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給します。

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。

(4)(1)～(3)以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

額面25万円（5年償還の記名国債）

■請求期限

令和5年3月31日